

総務環境委員会

説明資料

目 次

	頁
1 市立大学病院における駐車場の状況について・・・・・・・・・・	1
2 愛知県知事解職請求に係る署名簿の提出状況について・・・・・・・・	3
3 愛知県知事解職請求に係る署名簿の提出及び審査について・・・・・・・・	5

令和3年3月16日

総務関係

1 市立大学病院における駐車場の状況について

(1) 入庫待ち発生状況

区 分	平成29年度	平成30年度	令和元年度
外来診療日数	244日	244日	242日
入庫待ち発生日数	176日	181日	228日
発生率	72.1%	74.2%	94.2%

(注) 土日祝日に入庫待ちは発生していない。

(2) 令和元年度の平日における入庫待ち発生状況

区 分	発 生 日 数	発 生 率
～ 9時	0 日	— %
9時～10時	2	0.8
10時～11時	226	93.4
11時～12時	193	79.8
12時～13時	2	0.8
13時～	0	—

(注) 発生率は各時間帯の入庫待ち発生日数を外来診療日数(242日)で除した値

(3) 駐車場台数の推移 (予定)

区分		令和3年度		令和4年度 ～ 令和6年度	令和7年度 以降
		6月まで	7月以降		
敷地内	立体駐車場	— 台	— 台	400 台	400 台
	平面駐車場	377	330	50	100
仮駐車場		—	120	—	—
合計		377	450	450	500

(4) 外来患者に係る駐車場利用料金

利用時間	令和3年度	令和4年度以降
30分まで	無料	変更なし
30分～60分まで	100円	
60分～90分まで	150円	
90分超	200円	

(5) 駐車場整備手法

- ・ 民間事業者が土地を有償で貸付け、民間事業者が自己資金で駐車場を整備し、料金徴収や警備等の管理運営を30年間実施
- ・ 契約期間終了後、駐車場設備を民間事業者から市立大学に無償譲渡

2 愛知県知事解職請求に係る署名簿の提出状況について

(1) 提出・受理完了日時及び付番の状況

区 分	提 出	受理完了	署名への付番の状況	
			一部あり	全くなし
千種区	11月4日 10:03	11月4日 17:00	—	○
東 区	11月4日 16:30	11月5日 14:10	○	—
北 区	11月4日 16:54	11月5日 12:10	○	—
西 区	11月4日 15:05	11月4日 20:30	—	○
中村区	11月4日 15:25	11月5日 11:50	—	○
中 区	11月4日 16:46	11月5日 16:37	—	○
昭和区	11月4日 15:30	11月4日 19:20	—	○
瑞穂区	11月4日 18:33	11月5日 12:37	—	○
熱田区	11月4日 13:38	11月5日 10:25	—	○
中川区	11月4日 19:30	11月5日 18:00	—	○
港 区	11月4日 13:10	11月5日 17:40	—	○
南 区	11月4日 12:15	11月4日 16:20	—	○
守山区	11月4日 12:05	11月4日 19:00	—	○
緑 区	11月4日 20:55	11月5日 11:15	—	○
名東区	11月4日 16:52	11月4日 22:27	—	○
天白区	11月4日 13:20	11月4日 20:25	—	○

(2) 提出時の主な状況

- ・署名への付番に不備があり、受理完了までに時間を要した。(全区)
- ・提出のために区選挙管理委員会に来庁した方が、署名に付番することが必要との認識を持っていなかった。(北区を除く各区)
- ・県選挙管理委員会から請求代表者に対し、提出予定時刻を市区町村選挙管理委員会に事前連絡するよう伝えられていたが、区選挙管理委員会への事前連絡がないまま来庁された。(北区を除く各区)
- ・代わる代わるのべ15名程度が付番作業を行った。(中川区)
- ・すべて付番しないといけないのかと質問を受けた。(守山区)
- ・付番が必要な根拠を示すよう言われた。(緑区)

3 愛知県知事解職請求に係る署名簿の提出及び審査について

(1) 署名簿の提出

- ・ 請求代表者は、署名収集が終了したときは、署名収集期間満了の日の翌日から起算して10日以内に署名簿を市区町村の選挙管理委員会に提出し、署名簿に署名し、印を押した者が選挙人名簿に登録されている者であることの証明を求めなければならない。（地方自治法第81条第2項で準用する同法第74条の2第1項、同法施行令第116条で読替準用する同令第94条第1項）
- ・ 法定署名数に足りない署名簿は、提出できない。（昭和24年8月10日行政実例）

(2) 署名簿の仮提出

- ・ 県内の一部の区域で選挙が行われるため署名を求めることができなくなった場合は、請求代表者は、その他の区域で署名を求めることができる期間が満了した署名簿を、署名収集期間が満了した日の翌日から起算して10日以内に当該市区町村の選挙管理委員会に仮提出しなければならない。（地方自治法施行令第116条で準用する同令第93条の2第1項）
- ・ 請求代表者が仮提出中の署名簿を本提出しようとするときは、一旦署名簿の返却を受ける必要はなく、その旨を当該市区町村の選挙管理委員会に申し出れば、その申出があったことをもって当該署名簿の提出があったものとみなされる。（地方自治法施行令第116条で準用する同令第93条の2第2項）

(3) 署名簿の審査

- ・ 請求代表者から署名簿の提出を受けた市区町村の選挙管理委員会は、その署名簿について審査し、署名の効力を決定して署名者が選挙人名簿に登録された者であることを証明しなければならない。
(地方自治法第81条第2項で準用する同法第74条の2第1項)
- ・ 市区町村の選挙管理委員会における署名の審査期間は、署名簿を受理した日（仮提出の場合は本提出の申出のあった日）から20日以内である。（地方自治法第81条第2項で準用する同法第74条の2第1項）

